

8 林整研第38号  
令和8年4月24日

各都道府県森林保護担当部長 殿

林野庁森林整備部  
研究指導課長

森林でのクマによる人身被害防止に対する指導等の徹底について

平素より、森林被害対策に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

昨年はクマによる人身被害が過去最多となり、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となったことから、「クマ被害対策パッケージ」を策定し、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を段階的に実行することとしています。林業現場における人身被害の防止の徹底についても対策に含まれており、「林業現場におけるクマ類による林業従事者等の人身被害防止の徹底について」（令和7年11月7日付7林整整第482号）を発出したところです。

これからの時期は、冬眠から覚めたクマに遭遇するリスクが高まります。

今般、環境省から別添のとおり、クマの出没に係る適切な対応等について依頼が发出されました。

つきましては、森林・林業関係者のクマによる人身被害を防止するため、林内に立ち入る際は、予期せぬ遭遇による事故の危険性があることを常に意識し、新しいクマ剥ぎや足跡等の痕跡の有無に注意するとともに、鈴やラジオなど音のでる物やクマよけスプレーを携帯するなど、遭遇リスクの回避や遭遇した際の対策について貴都道府県の管下市町村、関係林業事業体に指導方お願いします。

また、クマによる被害防止の関連情報（下記参照）の周知や、クマの隠れ場所となる集落周辺の森林整備の推進等について、鳥獣行政担当部局や農政部局等とも連携し、適切な対応をお願いします。

【参考】

○環境省作成マニュアル「クマ類の出没対応マニュアル改定版」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

担当：林野庁森林整備部研究指導課  
安藤、鶴見  
代表：03-3502-8111（内線 6214）

各都道府県

鳥獣行政主管部局長 殿

環境省自然環境局

野生生物課長

## 令和 8 年度クマの出没に係る適切な対応及び クマに関する情報提供について（依頼）

鳥獣保護管理行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）の個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身被害の発生等が多く報告されています。昨年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となりました。また、これからの時期は、冬眠から覚めたクマが活動を開始するとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。

このため、各都道府県におかれましては、住民や観光客等とクマとの不慮の遭遇を避けるためにも、引き続き、関係部局と連携の上、クマの出没や被害防止に関する情報提供を行うとともに、農地や集落周辺における生ごみや放置された農作物等のクマの誘因物の管理・除去や、追い払い等に当たり、がん具煙火として販売されている火薬類を使用する際には、火事等が引き起こされないよう、使用場所の周辺環境や使用方法について留意するよう注意喚起をお願いいたします。

特に、市街地に出没したクマの対応については、市町村、警察、狩猟関係団体等と緊密な連携の下、国民の安全確保に向けて、万全の体制を整えるようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、地域の実情を踏まえたクマの保護・管理を推進するため、下記により、住民・管内関係機関への情報提供・注意喚起に関する市町村等への周知、環境省への情報提供及び目撃・出没情報等収集システムの活用について御協力をお願いいたします。なお、クマの恒常的生息域ではない県におかれましても、必要に応じてご対応をお願いいたします。

なお、既にご承知のとおり、昨年度はクマ被害対策等に関する関係閣僚会議が開催され、クマ被害対策パッケージ及びクマ被害対策ロードマップが策定されました。引き続き、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとしておりますので、各都道府県におかれましても関係部局が連携し、クマ被害対策等を進めることで人とクマのすみ分けが実現できるよう、ご協力をお願いいたします。

## 記

### 【住民・管内関係機関への情報提供・注意喚起】

1. 出没や被害防止に関する市町村等への情報提供
  - ・これからの時期は、冬眠から目覚めたクマが活動を開始するとともに、山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、山野へ立ち入る機会が多くなります。
  - ・住民や観光客等とクマとの不慮の遭遇を避けるためにも、関係部局と連携の上、クマの出没や被害防止に関する情報提供をお願いします。
  
2. 関係機関が連携した出没時の迅速な対応
  - ・昨年ブナ科堅果類の凶作等に伴い食物資源が不足した地域においては、栄養状態の悪い個体や母グマを失った子グマ等の行動圏が拡大し、市街地出没の発生リスクが高まる可能性があります。
  - ・クマが出没した際には、市町村、警察、猟友会など関係機関と密に連携を取り、現地の状況や被害に応じた迅速な対応をお願いいたします。また、現場の対応にあたる関係者の安全確保についても、ヘルメットやクマ撃退スプレーなどを適切に装備するなど、万全を期すようお願いいたします。
  
3. 誘因物の管理・除去についての市町村等への注意喚起

農地や集落周辺における生ごみや放置された農作物、果樹等はクマを誘因する要因となりますので、誘引物の管理・除去について注意喚起をお願いいたします。
  
4. がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等に使用する場合の市町村等への注意喚起
  - ・これからの時期は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くという、火災が発生しやすい気象条件が重なります。
  - ・追い払い等にごん具煙火として販売されている火薬類を使用する際には、人や引火する危険がある方向に向けて使用しないよう、また、燃えやすい物のある場所での使用について注意喚起をお願いいたします。
  
5. クマの保護・管理に関する技術指針や取組事例の市町村等への情報提供
  - ・環境省等では、クマの市街地等への出没、人身被害の発生、錯誤捕獲の発生等に対応するため、別紙のとおりガイドライン等を策定・通知等しています。
  - ・これらについて、管内市町村など関係機関に情報提供いただくとともに、地域の状況に応じた保護・管理の参考として御活用ください。

## クマ被害対策に関する地方公共団体向けの情報

クマによる人身被害の分析レポート（令和 8 年 4 月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-bunseki-r0804.pdf>

クマをはこわなで捕獲等する際のポイントと留意点（令和 8 年 4 月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-hakowana-r0804.pdf>

- ・ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和 8 年度版（令和 8 年 4 月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/index.html>

- ・ クマ被害対策ロードマップ（令和 8 年 3 月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counter-roadmap-r080327.pdf>

- ・ 国立公園に出かける前に知っておきたいクマのこと（Web サイト。令和 8 年 3 月公開）

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/about/bear/>

- ・ 鳥獣の捕獲等に従事する者に係る猟銃等の購入に関する財政支援及び猟銃等の取扱い等について（通知）（令和 8 年 2 月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r080212.html>

- ・ 政府によるクマ被害対策支援メニュー一覧（令和 8 年 1 月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-shienmenu.pdf>

- ・ クマ被害対策等関係情報のお知らせ（12 月 23 日追加）（令和 7 年 12 月）

1. クマ被害対策の円滑な実施

- ① 夜間銃猟安全管理講習会等の追加開催について
- ② 専門家派遣事業の実施について

2. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等

- ① クマ被害対策パッケージ決定を踏まえた河川におけるクマ被害対策の取組について（国土交通省）
- ② 航空法第 132 条の 92 の特例適用の対象となり得る事例（ドローン関連）（国土交通省）
- ③ 警察職員の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について（環境省）
- ④ 自衛官の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071223.html>

- ・警察職員及び自衛官の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について  
(令和7年12月)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071219.html>

- ・「緊急銃猟への協力をお願いについて (R7.11)」の作成について (令和7年11月)  
※「緊急銃猟における責任等の考え方」を含む

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071128.html>

- ・クマ対策専門家緊急派遣事業 (鳥獣プロデータバンク関連) の受付を開始します  
(令和7年11月)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

- ・クマ被害対策等関係情報のお知らせ (11月14日追加) (令和7年11月)

1. 「クマ被害対策施策パッケージ」の公表
2. 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の改正に係る準備会合」の開催
3. クマ被害対策の円滑な実施
  - ① 専門家派遣事業の実施について
  - ② カスタマーハラスメント対策事例について
4. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等
  - ① クマの出没に対する保育施設等の安全確保について (こども家庭庁、環境省)
  - ② 農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について (依頼) (農林水産省)
  - ③ 林業現場におけるクマ類による林業従事者等の人身被害防止の徹底について (林野庁)
  - ④ 鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項等について (通知) (総務省、環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071114.html>

- ・クマ被害対策パッケージ (令和7年11月)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counterplan-r071114.pdf> (本文)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counterplan-summary-r071114.pdf> (概要)

・クマ被害対策等関係情報のお知らせ（令和7年10月）

1. クマ被害対策等に関する関係閣僚会議の開催
2. クマ被害対策の円滑な実施
  - ①緊急銃猟の事例を踏まえた対応ポイント（R7.10.31）
  - ②錯誤捕獲発生時の適切な対応
3. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等
  - ①クマによる人身被害の防止に向けた環境大臣談話（環境省）
  - ②クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について（文部科学省）
  - ③熊の出没による人身被害防止のための対応について（通達）（警察庁）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071031.html>

・クマ類の出没対応マニュアル（令和3年3月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

## 【環境省への情報提供】

### 1. クマに係る情報の提供

例年のお願いとなりますが、春期のクマの出没が増える時期を迎え、クマに係る情報について、次の（１）～（５）に関する情報を、別添エクセルシート「【様式】堅果類の着花結実状況・クマ被害対策に係る情報提供」に記入いただき、御提供をお願いいたします。

ご参考として、これまでに御提供いただいた情報を整理した資料を添付します。こちらの内容について更新がございましたら、合わせてご連絡いただけますと幸いです。

- （１）令和８年度堅果類の開花情報、結実調査について
- （２）令和８年度春期におけるクマ出沒注意情報等の発出について
- （３）令和８年度クマの出沒に関する情報提供等について
- （４）緊急銃猟の運用等警察部局との連携・協力体制について
- （５）関係機関との連絡会議等の開催について

### 2. 情報提供に係る期限

令和８年７月２４日（金）

### 3. 情報提供の提出先（メールにて、以下のすべてのアドレスに送付願います。）

高橋 YU\_TAKAHASHI@env. go. jp

安村 SHOGO\_YASUMURA@env. go. jp

小幡 YUSUKE\_OBATA@env. go. jp

## 【目撃・出没情報等収集システムの活用】

令和4年3月より「捕獲情報収集システム」に目撃・出没情報等の入出力機能を追加しましたので、関係部局及び管下市町村等に周知の上、今後は積極的な利用をお願いいたします。

捕獲情報収集システム：<https://capinfo.env.go.jp/wildlife/>

(LGWANの場合：<https://capinfo.env.hq.admix.go.jp/wildlife/login/>)

注：茨城県、千葉県、四国4県、九州・沖縄8県については、クマの恒常的生息域ではない、又は捕獲実績がないと認識していますが、該当するものがある場合には、ご報告をお願いします。

環境省野生生物課鳥獣保護管理室

担当：高橋 YU\_TAKAHASHI@env.go.jp

安村 SHOGO\_YASUMURA@env.go.jp

小幡 YUSUKE\_OBATA@env.go.jp

(TEL03-5521-8285)